

保護者 様

群馬県立太田東高等学校

校長 戸塚 真史

学校感染症と出席停止について（通知）

下記の病気は他の生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。出席停止期間は欠席扱いになりません。登校する際は、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、学校へ提出してください。

| 学校で予防すべき感染症の種類 | | 出席停止期間 |
|----------------|---|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性 灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで |
| 第2種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状の消退後2日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | 結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがないと認めるまで |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 | 学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

*出席停止期間は基準であって、主治医の証明があればこの限りではありません

< 治癒証明書 >

群馬県立太田東高等学校長 様

年次 組 氏名

上記の生徒は [_____] のため、出席停止となっておりましたが、他への感染のおそれなくなりましたので、登校可能と判断します。

■ 出席停止期間 [月 日 ~ 月 日]

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印